（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SH}　暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SC}　冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅　単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二　住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅　単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4　第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第二章　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

第八条　法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)(i)に適合するものであること。

（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第五条　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST}　基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきギガジュール）

E_{SH}　暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SC}　冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SV}　機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SL}　照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_{SW}　給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

E_M　その他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

2　（略）

3　第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（新設）

（新設）

4　第三条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

第二章　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

第八条　法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一　住宅事業建築主が平成三十二年度以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。